

新潟市団体営農業水利施設安全対策推進事業補助金交付要綱

平成27年4月1日 制定

平成30年3月31日 改正

平成31年3月31日 改正

令和4年3月31日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、農業用排水路等への転落等による被害の防止または軽減を図るための安全施設の整備を行う事業に対し、予算の範囲内において支援することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 この要綱により補助金を交付することができる対象事業（以下「補助事業」という。）は、新潟県団体営農地保全事業及び農地防災事業等補助金交付要綱（昭和37年4月1日制定。以下「県要綱」という。）の規定により交付決定を受けた農業水利施設安全対策推進事業とする。

(補助事業者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法第3条に規定する者
- (2) 土地改良区
- (3) 農業協同組合、農家組合のほか市長が特に必要と認めた者

(補助対象経費)

第4条 第2条に定める補助事業において補助金交付の対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 純工事費（請負工事にあつては工事費とする。）
- (2) 測量試験費
- (3) 支障物件移設補償費（工事の施工に必要なものに限る。）
- (4) 事務費（純工事費及び測量試験費の4%以内）
- (5) その他市長が特に必要と認めた経費
（補助金の交付・補助率）

第5条 市長は、予算の範囲内で補助事業者が補助事業（事業費が100万円以上のものに限る。）の施行において負担する額の5分の4以内の額を補助金として交付することができる。

（取扱基準の設定）

第6条 規則第4条に規定する取扱基準は、市長が別に定める。

（交付の申請等）

第7条 規則第6条第1項第3号の規定により添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 実施設計書又は施工見積書
- (3) 土地改良事業にあつては、事業施行認可の写し
- (4) 農業協同組合施行のときは、当該農業協同組合の土地改良事業施行規約
- (5) 農家組合等の場合にあつては、代表者選定書及び事業に関する議決書
- (6) その他当該補助金の交付申請において市長が特に必要として指示したもの

2 第2条に定める補助事業において、県要綱第3第11号から第14号までの規定を準用する。

（計画変更の承認等）

第8条 規則第10条第1項本文の規定により事業の変更の承認を申請する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更計画書

- (2) 変更実施設計書又は変更施工見積書
- (3) 土地改良事業にあつては、変更施工認可の写し
- (4) その他当該補助金の変更交付申請において市長が特に必要として指示したもの

2 規則第10条第1項第1号に規定する市長が定める軽微なものとは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 工種の新設、変更又は廃止
- (2) 工種別の事業量又は事業費の30パーセントを越える増減（事業費の場合は、増減額が30万円以下の場合を除く。）
- (3) 全体事業費の増額及び10パーセントを越える減額
- (4) 事業期間が完了予定日から起算して30日を越えて延長する場合又は会計年度を越えて延長する場合
- (5) その他補助事業の内容を実質的に変更するもの
(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する市長が定める期日は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第13条第3号の規定により添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 出来高設計書（実施設計書と同じ場合は省略することができる。）
- (3) 収支精算書
- (4) 工事請負等契約書の写し
- (5) 着手前及び竣工状況比較写真
- (6) その他当該補助金の実績報告において市長が特に必要として指示したもの
(財産処分の制限)

第10条 規則第20条に規定する市長が指定する財産とは、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間とは、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（失効）

第2条 この要綱は、令和7年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日までにこの要綱により交付の決定を受けた補助事業については、同日後も補助事業の完了までの間なおその効力を有する。

2 この要綱の失効前に補助金を交付した補助事業（前項ただし書きの場合を含む。）にかかる第10条の適用については、前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。